



秋田県公報

目次

告示	ページ
生活保護法による介護機関の指定(四一〇・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の変更(四一一・福祉政策課)	3
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(四一二・福祉政策課)	3
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師の辞退(四一三・健康対策課)	5
特定計量器定期検査の実施(四一四・計量検定所)	5
基本測量実施の通知(四一五・建設管理課)	7
基本測量終了の通知(四一六・建設管理課)	7
道路区域の変更(四一七・道路環境課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可(四一八・四一九・秋田地域振興局建設部)	7

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホーム鳥海	有限会社グループホーム鳥海 代表取締役	由利郡鳥海町下笹子字田中六十一番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年十一月十五日
真昼荘指定短期入所生活介護事業所	大仙美郷介護福祉組合 管理者	仙北郡美郷町本堂城回字若林百十九番地	短期入所生活介護	平成十七年三月二十二日
真昼荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	大仙美郷介護福祉組合 管理者	仙北郡美郷町本堂城回字若林百十九番地	通所介護	平成十七年三月二十二日

告 示

公 告

応急入院指定病院の指定(障害福祉課)……………8

特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター)……………8

二件……………8

解散土地改良区の清算人の就任の届出(山本地域振興局農林部)……………9

市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(山本地域振興局農林部)……………9

土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………9

土地改良区の役員就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………9

土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………9

公安委員会告示……………9

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による少年指導委員の委嘱(三八)……………9

秋田県告示第四百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理人
秋田県副知事 西村 哲 男

たかのす社協つづれこ通所 介護事業所	たかのす社協つづれこ痴呆 対応型共同生活介護事業所	社会福祉法人北秋田市 社会福祉協議会 会長	社会福祉法人北秋田市 社会福祉協議会 会長	北秋田市綴子字大堤家後二十六番地三	北秋田市綴子字大堤家後二十六番地三	通所介護 痴呆対応型共同生活介 護	平成十七年三月二十二日
-----------------------	------------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------	-------------------	-------------------------	-------------

秋田県告示第四百十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

ももかげんきハウス	株式会社宮腰蒲団店 代表取締役	能代市畠町七番四十四号	変更前 ももかげんきハウス	変更後 株式会社宮腰蒲団店介護事業部	福祉用具貸与	平成十四年三月一日
-----------	-----------------	-------------	------------------	-----------------------	--------	-----------

秋田県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

アイリスケアセンター横手	株式会社ニチイ学館 代表取締役	北秋田郡合川町新田目字大野七十一番地一	サービスの種類 居宅介護支援事業	廃止年月日 平成十七年三月二十一日
--------------	--------------------	---------------------	---------------------	----------------------

河辺町社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡森吉町阿仁前田字下前田家ノ前六十二番地一	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
せせらぎ苑居宅介護支援事 業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡森吉町米内沢字寺の上八十五番地	訪問入浴介護	平成十七年三月二十一日
せせらぎ苑通所介護事業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡合川町新田目字大野七十一番地一	訪問介護	平成十七年三月二十一日
河辺町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人河辺町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡森吉町米内沢字寺の上八十五番地	訪問介護	平成十七年三月二十一日
鷹巣町社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町花園町十六番一号	訪問入浴介護	平成十七年三月二十一日
鷹巣町社会福祉協議会指定 通所介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町宮前町九番六十八号	通所介護	平成十七年三月二十一日
鷹巣町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町花園町十六番一号	訪問介護	平成十七年三月二十一日
鷹巣町社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町花園町十六番一号	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
サテライトステーションつ づれこ指定痴呆対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町綴子字大堤家後二十六番地三	痴呆対応型共同生活介 護	平成十七年三月二十一日
サテライトステーションつ づれこ指定通所介護事業所	社会福祉法人鷹巣町社 会福祉協議会 会長	北秋田郡鷹巣町綴子字大堤家後二十六番地三	通所介護	平成十七年三月二十一日
真木苑指定短期入所生活介 護事業所	仙北東部特別養護老人 ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡太田町横沢字窪関南五百三十五番地一	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日
真木苑デイサービスセンタ ー指定通所介護事業所	仙北東部特別養護老人 ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡太田町横沢字窪関南五百三十五番地一	通所介護	平成十七年三月二十一日

真昼荘デイサービスセンター I指定通所介護事業所	仙北東部特別養護老人 ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡美郷町本堂城回字若林百十九番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
真昼荘指定短期入所生活介護事業所	仙北東部特別養護老人 ホーム一部事務組合 管理者	仙北郡美郷町本堂城回字若林百十九番地	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日

秋田県告示第四百十三号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、次の医師から当該業務を行うことについて辞退があったので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第四条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

医師氏名	近江良一	診療機関名	近江医院	所在地	秋田市旭川南町十三番十八号	辞退年月日	平成十七年三月十五日
予防接種を行う主たる場所							

秋田県告示第四百十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
特定計量器				

男鹿市	非自動はかり及び分銅等	平成十七年五月十六日	午後一時三十分から	男鹿市臨時計量器検査所
井川町	井川町臨時計量器検査所	平成十七年五月十九日	午後一時三十分から	井川町臨時計量器検査所
八郎潟町	八郎潟町臨時計量器検査所	平成十七年五月十九日	午前十時から午前十一時三十分まで	八郎潟町臨時計量器検査所
五城目町	五城目町臨時計量	平成十七年五月十八日	午前十時から正午まで	
		平成十七年五月十八日	午後一時から午後二時まで	
		平成十七年五月十七日	午前十時から午前十一時三十分まで	
		平成十七年五月十七日	午後一時三十分から	

藤里町	八森町	峰浜村	二ツ井町	大瀧村	湯上市	
〃	〃	〃	〃	〃	非自動はかり 及び分銅等	
平成十七年 六月三日	平成十七年 六月二日	平成十七年 六月二日	平成十七年 六月一日	平成十七年 六月一日	平成十七年 五月二十日	五月二十日
午前九時から 午前十一時ま	午後一時三十 分から 午後四時まで	午前九時から 午前十一時三 十分まで	午後一時から 午後四時まで	午前九時三十 分から 午前十時三十 分まで	午前九時三十 分から 午前十一時三 十分まで	分から 午後三時三十 分まで
藤里町臨時計量器 検査所	八森町臨時計量器 検査所	峰浜村臨時計量器 検査所	二ツ井町臨時計量 器検査所	大瀧村臨時計量器 検査所	湯上市臨時計量器 検査所	器検査所

能代市	山本町	琴丘町	八竜町	
〃	〃	〃	〃	
平成十七年 六月二十八日	平成十七年 六月十六日	平成十七年 六月十六日	平成十七年 六月三日	
午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで	午後一時三十 分から 午後三時三十 分まで	午前十時から 午前十一時三 十分まで	午後二時から 午後三時三十 分まで	で
能代市臨時計量器 検査所	山本町臨時計量器 検査所	琴丘町臨時計量器 検査所	八竜町臨時計量器 検査所	

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成十七年五月十六日から同年六月三十日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日
を選定し、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条
第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第四百十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 作業の種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業を行う地域

秋田県の区域

三 作業を行う期間

平成十七年四月五日から平成十八年三月二十四日まで

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
	新	旧				
	百五号	百五号	北秋田市七日市字家後七五番一	地先から一〇〇番一	一〇・五〇～一九・〇〇	〇・一八〇
	百五号		北秋田市七日市字家後七五番一	から一〇〇番一	一三・五〇～二一・五〇	〇・一八〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年四月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県告示第四百十六号

平成十六年秋田県告示第三百五十一号の基本測量について、平成十七年三月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

間

一 施行者の名称 秋田市

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画下水道事業 秋田市公共下水道（下浜南処理区）

三 事業施行期間

昭和六年十月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第四百十九号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 秋田都市計画下水道事業 秋田市公共下水道（八橋処理区）
- 三 事業施行期間
 昭和六年十月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分
 変更なし
 - (二) 使用の部分
 変更なし

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定したので、公告する。
 平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	所 在 地	指定病床	指 定 期 間
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地	一床	平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。
 平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地
- 三 落札者を決定した日
 平成十七年三月十日
- 四 落札者の名称及び住所
 株式会社 東北ダイケン秋田支店 秋田市中通二丁目二番三十二号
- 五 落札金額
 五千二十七万四千元
- 六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
 平成十七年一月二十八日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。
 平成十七年四月十二日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 一種一号重油（特A重油）百四万リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地
- 三 落札者を決定した日
 平成十七年三月十日
- 四 落札者の名称及び住所

平成17年4月12日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

氏 名	住 所	活 動 区 域
佐藤 博明	鹿角市尾去沢字蟹沢17番地2	鹿角市花輪駅前、大町等市街地区
石木田 誠一	鹿角市花輪字下中島104番地	
日高 玲子	鹿角市花輪字八正寺98番地5	鹿角市花輪字堰向79番地
柳田 亮子	鹿角市花輪字堰向79番地	
鈴木 國雄	大館市字観音堂542番地24	大館市大町、常盤木町等市街地区
田畑 重信	大館市釈迦内字山神台51番地2	
敷田 金光	大館市上代野字稻荷台19番地3	
虻川 忠博	大館市沼館字神田表192番地3	
佐藤 良司	大館市有浦三丁目4番7の3号	北秋田郡田代町山田字向館12番地
石山 元一	北秋田郡田代町早口字金堀沢33番地3	
小林 勝治郎	北秋田郡田代町早口字金堀沢33番地3	
船山 捷治	能代市万町7番30号	能代市柳町、畠町等市街地区
柳谷 永逸	能代市柳町10番12号	
大友 トシ	能代市万町2番2号	
落合 和子	能代市字田子向145番地16	

塚本 正	能代市柳町9番35号	
大友 英治	能代市住吉町12番3号	
小玉 正富	男鹿市船越字寺後68番地	男鹿市船越地区
天野 康誠	男鹿市船越字一向67番地68	
板橋 信男	男鹿市船越字内子1番地457	秋田市土崎中央地区
渡邊 清明	秋田市土崎港中央一丁目10番21号	
渡部 和雄	秋田市土崎港中央六丁目8番6号	
関口 覺	秋田市飯島穀丁9番48号	
吹矢 修	秋田市土崎港中央四丁目4番32号	秋田市土崎中央地区
藤井 俊弥	秋田市土崎港中央一丁目15番42号	
多田 誠観	秋田市土崎港中央三丁目7番2号	
伊藤 信夫	秋田市川尻御休町3番22号	秋田市山王地区、大町地区
五十嵐 正秋	秋田市大町六丁目2番59号	
松嶋 文康	秋田市保戸野すわ町12番2号	
武田 和夫	秋田市川尻総社町5番16号	
宇佐美 正悦	秋田市大町二丁目5番13号	
森 洋	秋田市川尻みよし町13番16号	

金子 真悟	秋田市大町三丁目4番44号	秋田市駅前地区、中通地区
富川 有策	秋田市檜山共和町9番13号	
布施 悦子	秋田市保戸野鉄砲町3番18号	
村上 建一	秋田市旭南二丁目4番2号	
大友 幾雄	秋田市檜山南中町5番3号	
湊 久美子	秋田市御野場新町三丁目13番1号	
赤井 保廣	秋田市南通宮田7番30号	
三浦 修一	秋田市桜一丁目17番32号	
加藤 長二郎	秋田市東通明田3番10号	
玉山 秀子	秋田市広面字板橋添37番地2	
山田 進	由利本荘市一番堰225番地	秋田市駅東地区
今野 徳明	由利本荘市東町6番地	
安保 栄和	由利本荘市表尾崎町12番地10	
佐藤 順悦	由利本荘市花畑町二丁目16番地1	
鈴木 鉄蔵	大仙市大曲若葉町2番51号	
有坂 健蔵	大仙市大曲白金町6番9号	大仙市大曲通町、大曲丸
佐藤 久	大仙市大曲栄町13番17号	
沓 沢 孝 志	大仙市大曲白金町4番30号	の内町等市街地区
有 明 謙	大仙市大曲大町1番21号	
池 田 利 夫	大仙市大曲上大町4番28号	
神 原 義 征	横手市大屋新町字小松原4番地	
鎌 田 勲 一	横手市下境字大橋脇160番地	
伊 藤 孝 助	横手市前郷二番町3番16号	
鶴 田 徹 二	横手市清川町10番15号	
高 橋 克 己	湯沢市襄門二丁目2番3号	
阿 部 和 夫	湯沢市清水町一丁目1番43号	
桐 谷 一 利	湯沢市清水町二丁目4番15号	
長 雄 潤 二	湯沢市大町二丁目1番17号	湯沢市表町、柳町等市街地区

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄